

報 告 会

カンボジア国「国道1号線改修計画」 における環境社会配慮

日時 平成24年2月6日（月）13：01～14：32

場所 JICA本部 229テレビ会議室

（独）国際協力機構

発言者（敬称省略）

福田 健治 東京駿河台法律事務所 弁護士
松本 悟 特定非営利活動法人メコン・ウォッチ 顧問
満田 夏花 国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラム
村山 武彦 早稲田大学 理工学術院創造理工学部 教授
米田 久美子 財団法人自然環境研究センター 研究部 研究主幹

JICA

〈事業主管部〉

林 宏之 経済基盤開発部 平和構築・都市・地域開発第二課 課長

〈事務局〉

河添 靖宏 審査部 環境社会配慮管理課 課長

午後1時01分 開会

○河添 それでは、カンボジアの国道1号線改修計画のこれまでの経緯についての報告会ということで、これから1時間半ほどの時間で進めて参りたいと思います。

初めてこういう席に参加される方もいらっしゃると思いますが、どうぞ緊張せずに、発言は皆さん自由に行っていただいて結構ですので、もしご質問などありましたら、自由にご発言いただければと思います。

今日の趣旨ですけれども、このカンボジアの国道1号線改修計画は2001年度に要請された案件で、その時、JICAには環境社会配慮ガイドラインというものはなかったわけですが、2004年に制定されたガイドラインを参照しながら、環境社会配慮を進めていったという事例であります。

この案件は、特に住民移転の関連で、2004年のガイドラインが求めている要件よりもさらに進んだ形で対応したという経緯もあります。一方で、2004年のガイドラインを適用した案件ではないのですが、環境社会配慮審査会を例外的にやっておりますので、2006年とか2009年に審査会の時間内に経過報告もさせていただいたという経緯もあります。今回は、改修計画の最終工期である第4期が始まる段階ですので、節目ということで報告会を持たせていただいた次第です。

ここからは村山先生にこの会の進行をお任せいたしたいと思います。よろしくお願いいたしますします。

○村山氏 現在、環境社会配慮助言委員会の委員長をしております村山と申します。この件は助言委員会の対象ではないんですけれども、委員会の中でこうした報告会を開くべきだという議論が出ましたので、その経緯から私が進行をさせていただきます。

まず、確認ですけれども、助言委員会は通常記録をとっています。この報告会もそれに準じる形で記録をとらせていただきます。ですので、発言者ごとに氏名を記載し、発言をそれぞれ記録して、公表することになっていますので、ご了承いただければと思います。

では、最初にご報告をいただきたいと思いますが、時間はどれぐらいになりますでしょうか。

○林 一応1時間の報告と30分の質疑応答というふうに聞いております。

○村山氏 逆に、30分程度の報告で1時間議論したほうがいいと思いますが。急に言って難しいかもしれませんが、できるだけ短くお願いしたいと思います。

○林 はい、了解いたしました。始めてよろしいでしょうか。

○村山氏 はい、お願いします。

○林 皆さん、こんにちは、JICAの経済基盤開発部平和構築・都市・地域開発第二課の課長をしております林と申します。今日はこの国道1号線の案件の説明をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ちょっと喉の調子がおかしいので、時々水を口にすることがありますが、ご容赦ください。また、プレゼンテーションの資料を操作いたしますので、座って発表させていただきたいと思います。これもご容赦ください。

お手元の資料は、既に金曜日に皆様のお手元にメールでお届けしているものと基本的に全く同じものですので、ポイントのみ、先ほど村山委員長からもお話がありましたけれども、30分程度で終わるようにスピードアップしてやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

説明のポイントですけれども、大きくこれまでの経緯と今後の取り組みということで、二つにわけて説明をさせていただきたいと思います。特にこの案件は、環境社会配慮の中で非自発的住民移転が多く発生するため、これに対してどう取り組んでいったらいいのかと、先ほど河添のほうからも話がありましたとおり、ガイドラインが改訂中、もっと細かいことを言いますと、ガイドラインの実施要領といいますが、細則みたいなものが全くない中でどうしていくのかということを考えながらやっていったという、試行錯誤の案件だったということで、そのあたりを説明させていただきたいと思います。

これは目次です。この資料が公開されて、最後まで残るということを前提に考えておりましたので、プレゼンテーション資料ではあまりつけませんが、あえて今回つけさせていただきました。

まず、案件の経緯です。今日初めて参加される方もいらっしゃると思いますので、簡単にご説明申し上げたいと思います。国道1号線という案件は、こちらにありますけれども、プノンペンからメコン川を渡って、最終的にベトナムのホーチミンに向かうアジアハイウェイの1号線の一部をなしている、カンボジアの最も重要な国道の一つとなっております。経済活動の機軸となる道路だと考えております。

また、この道路は、メコン川に沿っている部分が、特に今回日本が担当いたしましたC1区間は、メコン川に沿った形になりますので、これ自体が堤防になっているという道路でございまして、メコン川の氾濫などが起こった時にこの道路がどれだけ水の上に頭を出していただけるかというのがこの案件を考えるうえでのポイントになったところでござい

ます。当然のことながら、沿線にはたくさんの方が住んでいらっしゃいますので、彼らにとってみれば生活道路としても機能しています。

こちらは、アジア、特にASEANが成長している中で、日本にとっても戦略上非常に重要な道路ということを示しています。

位置図はこういう形になっております。工事は、こちらのネアックルンからプノンペンに向かって行われているというふうにご理解いただければと思います。第1期はNo.2とNo.3と言われている橋梁で、第2期がこの橋梁1橋と約43km、第3期が約9kmで、今回の第4期が残りの4kmということになっております。

このプロジェクトの調査はどのように進めていったかという流れがこちらに書いてあります。先ほど河添からもご説明がありましたけれども、2001年に要請を受けた案件です。その後、2002年に、後でご説明申し上げますが、開発調査から始めまして、基本設計調査に入る前に、当時予備調査と言っていた調査を「環境社会配慮支援調査」という名目で行いました。その後、基本設計調査を行いまして、当時の環境社会配慮審査会に報告をさせていただきます。

その後、そこで足りない部分等々の指摘も受けましたので、予備調査という形で基本設計調査期間中ではあったのですが、環境社会配慮支援調査Ⅱというのを打ちました。その後、E/Nがこういう形で1・2・3期ということで続いて署名がなされまして、昨年6月、第3期が完工いたしましたので、現在、先ほどの地図でいいますと、ネアックルン周辺からプノンペンの近く、4km残すところまでの改修が終わっているというところですよ。

こちらがメコン川の氾濫の様子です。これがいわゆる2000年洪水と言われているもので、非常に大規模な洪水で、国道1号線も、先ほどNo. 2、No. 3橋というのがありましたけれども、この辺りの堤を爆破して、水をメコン川から、「コルマタージュ」と呼ばれていますが、こちら側に水を流すことで、プノンペンが水没することを回避したという状況になっております。それほどひどい洪水だったということです。

この案件の主な責任分担をこちらに書いてあります。道路の改修を日本が行うということと環境社会配慮の支援、それから、カンボジア側に関しましては、当然のことながら、彼ら自身が行う環境社会面での影響評価と適切な補償の実行、それから、公共ユーティリティの移設などというのが主な分担事項となっております。

当時どのような問題が発生していたかということですが、こちらに掲げているような点、市民社会の方、NGOの皆さん、特に今日お越しの松本さんはじめメコン・ウォ

ッチの方々等々から指摘がされていたということで、これに対してどのように取り組んでいったらいいかということを考えながら調査を進めていった次第です。

取り組んでいったことですが、先ほど申し上げましたとおり、いきなり基本設計調査を行うのではなくて、まず開発調査を行いました。これによって最大洪水水位がどれくらいになるのかということを検討いたしました。それによって路面高をどのくらいにしたらいいかとか、開口部、水を流すところはどのくらいの通水断面をとったらいいかといった設計条件を、この開発調査の段階で決めました。

ここで詰めておいたおかげで、その後、住民移転にあたってどこまで道路を嵩上げするのかという議論になった時に、逆にいうとどこまで下げられるのかということを検討する基礎になったということです。昨年もひどい洪水がありましたけれども、幸いなことに今回、1号線は水につかることなく、幹線道路として機能しましたので、当時の設計がここで生きたと考えております。

二つ目、ADB改修区間、先ほどの地図でネアックルンの橋を渡ってからベトナム国境に行くまでのところをC2区間と呼んでいまして、そこをADBのほうで先行して改修してはいたのですが、メコン・ウォッチさんはじめNGOの皆さんから「適切な住民移転が行われずに住民の方たちが非常に苦労している」というお話がありましたので、ここをまず把握して改善に結びつけていきたいと考えました。

まず情報を入手し、それをスクリーニングするという。それから、トライ&エラーを通じた改善となっていますが、本当は最初から適切な対応がとればいいのですけれども、冒頭申し上げましたとおり、ガイドラインがまだ改訂中で、施工細則等々がない中でどう対応していくかということがありましたので、問題が指摘されたら、それを確認して、対応して、まずかったら改善をしていきたいと思いますという形で取り組んで参りました。

あとは、後々非常に大事になってきますけれども、カンボジア政府との情報共有と信頼関係の醸成、これも主な点として取り組んできたところです。

基本設計調査の答申を2004年12月にいただいたので、その内容を踏まえて取り組んできたのですが、プロジェクトの前半段階（2006年末）までで取り組んだ内容を次ページ以降にお示しいたしました。一つ一つ詳しく説明はいたしません。なぜならば、これは途中段階のもので、当時、私自身この案件の頭からずっと担当者として担当させていただいて、前回の無償資金協力部にいた期間も長くなっていたものですから、私どもがやったことをきちっと後の担当に引き継いでいくという意味も含めて、こういう形で整理して

記録として残したということです。

これは余談になりますけれども、松本さんと最初に意見交換をさせていただいた中で、JICAはインスティテューショナルメモリーがない組織ですねというふうにご批判をいただいたので、確かにそういうことがあったかもしれないということも含めて、こういった形で残しておきました。なので、今見るとちょっと足りないところとか、情報が不足しているところ、解釈が違うところとかあるかもしれませんが、当時我々としてはこういうような形でADB、それからNGOの方々からいただいた情報を基に先方と話をしながら、取り組んでいたというふうに理解していただければと思います。

取り組んだ項目は大きく七つですね。影響住民に事前説明、影響住民との合意形成、それから、代替地の確保、補償費用の算定及び支払、苦情処理、それから、道路設計・施工上の主な配慮、対話を通じたカンボジア国政府への働きかけ。このくらいの大項目を出して、その中で起こってくる問題に一つ一つ取り組んでいったという状況です。

住民説明会はどんなことをやっていたかということを書真でお示ししてあります。これは2004、5年のころだと思いますけれども、実施していたものです。それまでは役人が来て難しい顔をしてしゃべって終わりというような状況だったんですけれども、それではわからないでしょうということで、次ページに出てきますが、パースをつくりました。これは調査の中でJICAのほうでお金を出してつくったんですけれども、自分の家がどうなるのかということイメージしていただけるようなパースをつくりました。

それから、説明も大きな用紙に印刷しました。今、は彼ら自身でも買えますけれども、当時は大きなプリンタがなかったので、こういう形で大きく印刷したもので文字を見せながら説明をしました。もちろんパンフレットも配っております。それは先ほどのエクセルの表に書いてあったとおりです。

会場は、こういうお寺など地域のコミュニティ、皆さんが集まるようなところを使って実施しました。この方はIRCのトップのニアン・レンさんという方ですが、冒頭のころは彼自身も参加して、市民の方から直接いろいろQ&Aを受けるという対応をしていました。

最後の教訓のところに出てきますけれども、最初のころはIRC、カンボジア政府は非常にかたくてこういったことに対してすごく後ろ向きだったんですけれども、これはやらなければ駄目ですよということでやったということです。

これが先ほど申し上げた資料です。後に出てきますけれども、このスライスですね、建物を切ったらこんな感じになるとか、セットバック、下がっていただいたらこんな感じに

なると、改修後の道路はこんな感じになりますよというようなことを示しました。

あと、ここで住民移転計画を、これはクメール語でつくっているんですけども、こういったものをコミュニケーションオフィスに貼り出したり、細かい個人情報にあたるようなものは、彼ら自身がコミュニケーションオフィスでファイルを持っていて、非影響住民、PAPsの方が行けば、そこで見られたりという状況をつくったところです。この点についても、見せてもらえなかった、とかいったご意見をいただいたことがあったので、その都度、後に申し上げます定例会などで申し入れて事実確認をして、改善を求めたところです。

次に、非常に重要なのが移転地なんですけれども、ネアックルンから少しずつ確保して行って、今、第6までいっているところです。これは、土地がない、ランドレスの人たちをどうするかというのが今回ポイントになりました。当時の法律上は特に移転地を設けて云々というのはなかったんですが、ADBの時に貧困の原因になったということもあったので、先方側の法律をある意味曲げさせてしまって、1世帯当たり100平米程度の広さを整備して無償で供与するということを日本側の意思として、これを彼らに申入れをして、彼らがそれを受けてやったということです。基本的に相手国の法律を尊重しながらやるということが大原則なのですが、ここだけは譲れずにやったところの一つとなっています。

あと、移転前のコミュニティから極端に離れず、かつ、国道1号線に近い場所を選定しています。ただ、都心のほうに近づいてくると、どうしても道路の真横につくるとというのがだんだん難しくなってきますので、第4期の移転地、3期の方も一部入っていますけれども、そこは道路から約1.2km、ちょっと離れたところになっているというのが現状です。

それから、周辺の公共施設ですね、学校、病院、市場へのアクセスも考慮したということ。それから、盛土もしまして、トイレとか排水管、井戸、アクセス道路を整備したというところです。

こちらが第6移転地ですけども、ちょっと草が生えていますが、こういう形で整地は済んでいるという状況で、ちょっと映っていませんが、こちらのほうに第3期の一部の人たちが移ってきているという状況です。

ここは第1移転地なんですけれども、井戸も設置しました。これは政府がお金を出してNGOにやっていただいたというふうに聞いております。

これは第1移転地の写真で、私が昨年9月に行った時の様子です。移転地として大分落ち着いた感じになってきています。入ったところに物を売るような商店もできてまして、建て直してきれいになった家がこんな形であります。

これは、トゥクトゥクの大きいバスのようなものがあって、これで営業している方がいらっしゃって。私たちが行っている間ずっと子どもが来てにこにこ笑いながらついてきてくれました。

次に、苦情処理委員会ですけれども、苦情を申し立てる場所がないというところが非常に問題になっておりましたので、苦情処理委員会をきちっと立ち上げるようにということをごちからから申し入れて設置しております。ここも当初、そこに行っても受け付けてもらえなかったとかいろいろな情報をいただきましたので、それも定例会の場を通じて改善を図るということをしております。

第4期に関しましては、今まではカンダール州というところだったのですが、これからはプノンペン市の中に入りますので、プノンペン市が中心となって苦情処理委員会を立ち上げるという状況になっているんですけれども、メンバー等々は決定次第こちらに連絡をいただけることになっております。

その他の取り組みですけれども、幾つかございます。あまり詳細に申し上げる時間はないのですが、こちらに書いてあるような、PAPsを最小化するために工事に必要な道路幅を最小限の範囲に縮小すると。Provisional Road Widthという概念をつくって対応してきました。

通常、Right of Wayという道路幅、道路用地というのは道路のセンターラインから両側何メートルという形でとっていくのですが、実際に工事をするとき、堤防のように平らなところであればほとんど影響なく工事はできますけれども、逆に下がってしまっていると、どうしてもそのところは重機が入ったりするスペースができてしまいますので、そういったところを考えながら、Right of Wayと別の概念で用地を確保したところです。

それから、住民説明会。これもポイントになったところですが、第3期までの累計ですが、70回以上で、累計参加人数が5,000人以上となっております。

それから、外部モニタリングも実施しております。当初は日本側のお金でやって、その後はカンボジア政府自身の費用でやっています。

それから、定例会議も、大使館とJICA、カンボジア政府、主に省庁間住民移転委員会、IRCと呼んでいますけれども、ここの定例会議を合計で120回以上やっています。この会がこなれてくるにつれて、先方との意思疎通、それから、信頼関係の醸成には非常に役立っているというふうに考えております。

さらに、発展形として技術協力プロジェクト、「住民移転のための環境社会配慮能力強

化プロジェクト」という専門のプロジェクトを立ち上げまして、1号線についてもこのプロジェクトから側面支援を受けるような形になっております。これは今年の3月まで2年間の予定で継続しております。

第1期から第3期のまとめなのですが、数字はこのRAPの最終版、最終的な修正が終わっていないので、2011年末時点の数字となりますけれども、約3,700世帯。そのうち、物理的に移転が必要となったのが224、セットバックは667、スライスが466というふうな形になっております。

次に、改善をしつつ取り組みを継続した事項ということで、ここが教訓ということになってくると思います。何度も繰り返し申し上げて恐縮なのですが、適切な非自発的住民移転の実現は非常に労力がかかる、時間もかかるという状況です。なので、今まで申し上げたとおり幾つかいろいろな取り組みをしているのですけれども、特に重要な補償単価、移転地整備、生計回復策について整理させていただきました。

ここに書いてあるとおり、「補償単価」の設定方法については、いろいろな段階がありました。最初の段階は、そもそも不法で土地を占拠しているとみなされた方々、ランドレスの方々に関しては、「どけ」と武力で脅されてどかさされていたという時代がちょっと前まであったということもあるので、ともかくきちっと調査をして、それで算定した価格を払わせましょうと。当時、公定単価、我々は便宜上「2000年単価」と呼んでいましたけれども、その単価でとにかく払わせるということが第1段階でした。

第2段階は、「わかりました」と、彼らもそれに基づいて住民説明も含めてちゃんとやりますということでやったのですけれども、補償額を算定したのが2004年ですから、その当時と2000年を比べると、当然インフレを考えなければいけませんねと。これも厳密に言えばいろいろな考え方があると思うのですけれども、最低限インフレ率は考慮してやりましょうということで、そこを認めさせて、12%アップして、支払をさせようということをしたというのが、第2段階です。

第3段階は、当時、ADBとか他のドナーの、特にADBがどういう方針で補償させるかというところで、政府側のポリシーにありますけれども、再取得価格に基づいてやるべきではないかという話がありました。ここを変更するということに対して、我々としても、とにかくカンボジア政府としてきちっと統一的な対応をとってほしいということを求めて、働きかけをして最終的に再取得価格で3期以降補償することになりました。1期、2期については既に1区価格ということで補償が終了してしまいましたので、差額を計算して、差額の

追加補償も実施しております。

二つ目、「移転地整備」ですけれども、移転地整備についてはこういったことがありました。住環境を変えない場所に代替地を確保するということの困難さです。実際には、2番目に書いてありますけれども、地上げなどいろいろな問題があっただけで簡単ではないという状況です。

それから、先ほど申し上げたとおり、移転した非影響住民、PAPsに土地の所有権も付与するという、ある意味超法規的措置を実行させたということもございました。

あとは、代替地のインフラ整備ですね、どこまでやるのかということ。4期については、後で申し上げますとおり、水道とか電気といったものも出るのですけれども、最初はもともと住んでいたところにそういったものがなかったということもあって、どこまでやるのかということをお我々としても考えながら進めておりました。

実際につくってみると、これもいろいろご指摘をいただいたんですけれども、井戸水からヒ素などが検出されたり、ということもございまして、それについてどう対応するのかを考えて対応してきました。

また、ここを通じて我々としても本当に難しいのだなと思ったのは、代替地を提供される正当な権利者であるということを確認することが、彼らもいろいろやっているんですけれども、非常に難しいということでした。いろいろな話を聞いておりますけれども、そういうこともあります。

あとは、PAPs間の公平性の担保。これは6とも関係してくるのですけれども、あの人は土地がもらえた、私はもらえないといったようなことがあって、何でもらえるのか、何でももらえないのかというところを正しく理解してもらうことも大切な仕事になったということです。

三つ目は適切な「生計回復策」です。ここもいろいろ考えさせられております。まさに第4期でこれをもっとしっかり考えなければいけないところではあるのですけれども、事前に生活状況とか家計をきちっと確認することが何よりも大事だと。それから、ニーズに基づいた生計回復策を検討させること。

それから、他のプロジェクトにおける生計回復策、これは今、ADBがC2区間でマイクロファイナンスとか職業訓練を生計回復策として取り組ませているという話がありましたので、こういった実施状況もフォローしながら改善を図っていかねばいけないと、これは今後の話ですけれども、思っております。

それから、住民に密着しているNGOの皆さん、特に現地で活動されていらっしゃるNGOの皆さんからもいろいろなご意見をいただきながら、生計回復策をより充実したものにしていかなければいけないと考えております。

今日こういった機会を設けさせていただいているのも、カンボジア政府自身もどうやったら有効な回復策がとれるのかというのは非常に悩んでいるところですので、いろいろお知恵を拝借できれば、我々が定例会などを通じて申し入れをしていけるのではないかと考えております。

最後になりますが、今後の取り組みとして、国道1号線第4期、最終期の概要をご説明申し上げて終わりにしたいと思います。これは現在の状況ですが、かなり交通量も増えてきております。これはちょうどラッシュアワーの時期ですけれども、こんな形で車が止まってしまっています。ブレーキランプがついていますが、このように渋滞が激しい状況です。

第3期の状況、改修前はこんな感じだったのですけれども、改修するとこういう感じになります。イメージとして持っていただければと思います。

第4期は今どういう状況になっているかということですか、2004年に基本設計調査を実施してからかれこれ7年経っておりますので、状況の変化が大きかったものですから、ここに書いてあるような形で変更を行っております。一番大きな変更は、始点から1.9kmまではもともと4車線だったのですけれども、そこから先の4km区間までを4車線化する予定になっております。

現地に行かれた方はおわかりだと思っておりますけれども、始点に中国系の銀行が第2モニボン橋というのを作ってしまいまして、そこが既に4車線になっていて、流入が激しくなっているということ。それから、環状道路がもう少し先でつながるのですが、そこを中国が恐らく支援をするだろうと、これはかなり具体化していると聞いています。

さらには、1号線沿線上に新しい港を建設するという話も聞いております。そうすると、当然のことながら大型の例えばコンテナを積んだトレーラーがとおることも考えられますので、そういったものを考慮していかなければいけないということで、交通量などをかんがみてこういう設計にいたしました。

一方で、ここを走っていただくとおわかりになると思うのですが、バイクとかいろいろな交通が混在していて危ないので、そこをきちっとわける必要があるということと、中央分離帯のスペースを確保することで街灯が設置できるようにすると、これは後でカンボジア政府自身にやってもらいます。それから、Uターンとか左折レーンをきちっと設けるこ

とで、走行車線を死なないようにしてあげて、より安全に走行できるようにすると。

肝心なのは最後の三つ目になりますけれども、既存の暫定道路幅内で施工が可能な設計とするという事です。1.9kmから4.0km区間というのは、第3期の時に、その先のところの住民移転の問題がまだしばらく時間がかかりそうだということで、住民との話し合いはしていたんですけれども、そのところ（4.0km地点）で切って4期に回した区間です。ですから、ここで自分たちがどこまで下がらなければいけないかというのは、この区間の住民の方はもうわかっているのです、それ以上に下がったり、それ以上にどかなければいけないということがないような形で調整をしています。

これが具体的な標準断面図なのが、例えばバイクレーンとか歩道を50cmぐらいずつ縮めたりすることによって、全体の幅を、これは場所によって違いますけれども、暫定道路幅があるんですけれども、その暫定の道路幅を超えない形で施工できるような設計を検討したということです。

あとは、こちらに書いてあるとおり、ニロート浄水場（円借款案件）との取り合い。それから、プノンペン都との調整。一番重要なのは苦情処理委員会の設置と沿線住民への適切な対応。これは住民への説明等々から始まって適切な補償まで至るのですけれども、ここをIRCと一緒にやっていくことについて申し入れをして、先方から了解を得ているところでございます。

では、第4期でどれくらいの影響が出るのかということですが、一番上にございますとおり516世帯で、うち物理的な移転数は61世帯ということになっています。今、資産調査（DMS）で再調査をしております。カットオフというのは2002年の段階で一応やっているんですけれども、あまりにも時間が経っているので資産調査をもう一回しないと、彼らの生活の糧が奪われるということがありましたので、ここについては彼らがもう一回全部やり直しています。そういう意味で世帯数は若干増えるかもしれません。逆に、物理的な移転数というのが減る方向だと聞いておりますが、まだ正式な数字が出ていないので、ここは最終的にRAPに乗ってくるころだというふうにご理解いただければと思います。

カンボジア政府がなすべきこと、日本政府がなすべきことがここに書いてありますけれども、ここにあるとおり、生計回復プログラム、今回初めてというか、カンボジア国道1号線プロジェクトの中では初めて明文化されて入ってきましたけれども、ここをきちっと検討させて、RAPの中に入れてさせて、我々もそれを確認していけるようにするというのが非常に重要だと思っております。

我々がすべきことというのはこちらに書いてあるとおりですので、説明は割愛させていただきます。

最後、適切な対応に向けてということですが、RAPを策定中です。既に以下の改善及び特別な対応を行う旨を確認しております。私自身も現地に2回ほど、昨年と今年の頭に行きましたので、そこで確認してきた事項だというふうにご理解ください。今申し上げましたとおり、資産調査を再度実施して、最新の資産状況に基づいて補償を算定するという形にいたしました。

2番目として、生計回復プログラム（インカム・リストラレーションプログラム）の策定の前提となる社会経済調査を実施いたしました。これは、今日福田さんからご質問の紙をいただいておりますけれども、その一つの答えになるのではないかなと考えています。

三つ目は住民移転計画への生計回復プログラムの明記、これもやるということで同意をとれております。

4番目、これは以前からやっておりますけれども、RAPのクメール語バージョンのカンボジア国内での公開ということ。これも確認しております。

5番目、これがまた今までから新しくなったのですが、第4期につきましては、これは特別な対応になるんですけれども、英文版のRAPを作成して公開することについて先方の合意がようやくとれましたので、公開することで今先方と調整中です。最終的なRAPができ上がって、それを英訳したものが公開されるというふうにご理解いただければと思います。

6番目は、プノンペン市と、当時、首相令との間でRight of Wayの幅が、センターラインから何メートルという幅が違ったんですけれども、5m分、片側ずつ違いました。5m分広いほうに合わせてとってしまうと、その分、影響住民の皆様の権利を侵害しちゃうということもありましたので、両側5mの分、始点から1.9kmまでについては、新たに土地についての補償を実施することにいたしました。というか、先方がそういう形で決定をいたしましたので、今回、先方が負担すべき負担費用、住民移転にかかる費用が相当膨らんでいるという状況です。

それから、代替地ですが、先ほど申し上げましたとおり、上水とか電線の接続もできると。これについては、本管というんですかね、電線などは敷地の前までできておりますし、引込みも住民の申請に基づいて政府側で対応するというので、今回については対応することにしております。

これは、先ほど申し上げましたとおりで、既にPAPsと合意している暫定道路幅の範囲

で4車線化を図るということで、新たな用地取得は発生させないということ为先方と確約したうえで、取り組んでいるということです。

まとめですけれども、こちらに書いてあるとおりです。これは、先般、外務省で行われました適正会議の内容と基本的に一緒ですので、割愛させていただきますが、まとめとして、我々としてはこういう形で4期は対応していきたいと思っております。引き続き頑張っていきたいと考えております。

「おわりに」というところですが、これも、「確認」、「支援」というのは、2010年度版のガイドラインの冒頭にも書いてありますけれども、非常に難しいということを感じた次第です。先方の土地制度、法制度、政府の力量、対応力に合わせた対応が必要となってくるので、ここはいろいろなバリエーションがあるんだなということを、今回、教訓として感じたというところでございます。

二つ目は、政府を批判するだけではなくて、我々と話し合いを通じて、経験を積み重ねてやっていくという態度が必要だと思えます。これはちょっと言葉が適切ではないかもしれませんが、2002～3年あたりから私がずっと感じていた彼らの態度というふうに考えていただければと思います。反発したり、拒絶したり、開き直ったりとか、内政干渉だと何百回と言われましたが、こういったことがありました。

それから、理解をして、最初は渋々対応すると。でも、実際に住民の説明会などを通じてやってみると、やっぱりこういうふうにやらなきゃいけないんだと。これは我々の努力だけではなくて、他ドナーの努力、それから、もちろん市民社会の皆さんのいろいろな活動があつてのことなのですから、納得して、共感して、ちゃんとやったほうがいいんだと、特に若手の人たちが興味関心を持ってきているというところ。それから、自発的に取り組んで、関連法とか制度整備にも着手しようとしていると、こういう段階にきていると思えます。

もちろん、いろいろなプロジェクトでいろいろな事例がありまして、IRCの中にもいろいろな部署の方がいらっしゃるんで、全員がこうだということではないんですが、少なくとも我々がつき合っている先方のカウンターパートと呼ばれている人たちは、こういった態度にどんどん変わってきていて、きちっと建設的な議論ができるようになってきたという点をご理解いただければと思います。

最後に、被援助国を混乱させないためのドナー側の連携がますます重要だと。これはこれから非常に難しい問題になってくると思えます。特定の国をここで挙げるのは適当では

ないと思うんですけれども、やってくれそうなところをお願いするということでは、住民に対してきちっと補償していただくか、住民のことを考えるんだという発想が根づいていないと。ですから、そういったドナーをどうやって巻き込むかというのが、ドナーの一員である我々としても考えていかなければいけないことであると考えております。

それから、基礎インフラ整備に伴う用地確保と国民の権利保護・生計向上ということですが、補償、コンペンセーションを行うということと、貧困層に対するソーシャル・セキュリティの問題を、一つの省庁に対応させるというのは非常に困難な部分がございます。なので、省庁間の所掌も含めた責任分担の明確化というのが必要であるということもありますし、後者についてはNGOと連携して実施していくということ、カンボジア政府としてももう少し取り組んでいく。先ほど申し上げましたように、移転地の井戸整備ということでは既に実績はございますけれども、こういったことを「餅は餅屋に任せていく」というようなことをやっていくことが必要ではないかと考えております。

30分をオーバーしてしまいましたが、最後に、このところは、2002年の開発調査の時に撮った写真です。レポートに載っておりますけれども、この橋、ここです。ですから、こっち側からこっちに向かって写真を撮っていると。何もなかったところが今は家がみっちり建っているというような状況です。ここ自体は、中国系の銀行が橋を改修したときに、この辺のところも少し改修して、舗装はちゃんとしていないのですけれども、それなりに今は見映えがいいような状況になっておりますが、当時はこんな状況でした。私が最初に行った時、ここは何もないねという話をしていました。

これが始点から1km付近というふうにレポートに載っていたのですけれども、こんな状況で道も非常に狭かった状況です。これからもうちょっと先なのですけれども、今はこのような形で、車の様子というよりも周りの家の様子を見ていただければと思うんですが、随分立派なコンクリートの建物がいっぱい建設されているという状況でございます。

以上で終わります。どうもご静聴ありがとうございました。

○村山氏 コンパクトにまとめていただきまして、ありがとうございます。

それでは、残り45分となりましたが、基本的な質問がありましたら、先にお出しいただければと思います。ご発言の際はお名前をおっしゃってからご発言ください。どうぞ。

○満田氏 FoE Japanの満田と申します。幾つかご質問があるんですが、今、実施中の協力準備調査の内容について、住民移転関係ではどのようなことをやっているのか。この中で、過去の1期から3期までの移転住民が今どうなっているか。つまり、過去、移転させら

れた住民の生計回復の状況に関する調査は含まれているのか否か、JICAとしてはそれを調査するおつもりがあるのかどうかということをお教えください。

それから、もう一つは、第3期の移転先の代替地が移転元からどの程度離れているのかということについて教えてください。それが二つ目です。

三つ目は、苦情申立ての件数について教えていただきたいんです。というのは、この質問の意図は、苦情申立てのメカニズムというものがこの事業については非常に重要になってきているわけですが、私たちの目から見ますと、住民にとっての苦情申立てのメカニズム、国のオフィスに苦情を申し立てづらいという住民の人たちが多いんですね。そういったことを国のオフィスに申し立てることが怖いというような人たちもいます。ですから、苦情申立て件数がどの程度あるのかということについて教えてください。

それから、四つ目が、再取得価格調査を実施する、過去にも実施してきたわけですが、この公開の問題についてたびたびメコン・ウォッチから要請させていただいております。これについて公開を今回はするのか、しないとすれば、それはなぜなのかについて教えてください。

最後に、カンボジアの全般的な状況です。これについては第3期のE/Nが結ばれるときに問題提起させていただいておりますが、カンボジア全体として土地をめぐる争いが多発しておりまして、移転をめぐる紛争とか、移転後の状況が、これは政府がやっている事業に限らず非常にひどい状況が生じていると。そういった中で、大規模な住民移転を伴う案件をドナーがどんどん支援しているということについて警鐘を鳴らしてきましたし、カンボジア国内のNGOが声を上げづらい、NGOを管理するような政府の思惑などもありまして、なかなか声を上げづらいという状況があるわけですが、それについてJICAはどのように対処しようとしているのかについて教えてください。

以上です。

○村山氏 お願いします。

○林 満田さん、ご質問、どうもありがとうございました。

まず1点目の住民移転の1期から3期までの教訓と言いますか、状況を把握しているかということですが、基本的に彼らはそういった形で1期から3期、すみません、どこまで細かく調査をしているかということについては、こちらでは十分把握しきれていないところがありますけれども、彼らとして移転された住民の状況について確認をするという意思を持って今やっているというふうに私どもでは理解をしています。

ただ、若干限界があることはご理解いただきたいのですが、4期の実施に当たっての反省として、社会経済調査をちゃんとやるというところがあったと思うんですけれども、もともとそこまで社会経済調査としてきちっとやられているわけではないので、どうしても出てくる結果がある程度相対的なものになると言えますか、どこまで正確なものになるのかというところは再考の余地があると思いますけれども、いずれにしましても、彼らとしてそういったところについて関心というかケアはしていると。我々JICAとしては、こういったことをきちっと確認しながら4期を進めてくださいねということについて、定例会を通じて申入れをしているということなので、一義的には先方がきちっとやるということを我々として求めていくという態度です。

2番目について、第3期の代替地なのですけれども、今、細かいデータがないので……。第4期でしたっけ。

○満田氏 第4期です。

○林 4期は、第6、ここになります。写真としてはこれしかないのですけれども、これが国道1号線から直角方向に約1.2km入ったところにあります。周りは住宅開発がご承知のとおり非常に急速に進んでおりまして、周りは住宅街、特に新興住宅街に囲まれているようなサイトです。

ちょっと見にくいのですが、この後ろのほうに立派な赤い屋根と白い建物がありますが、ここら辺は新たに開発されたところで、新興住宅街になっているというふうに認識しています。

3番目の苦情申立てですけれども、苦情申立てまで実際にいっている件数はほとんどないと認識しています。それは理由がいろいろあるのですけれども、一つには、例えばこういう問題が起こったとか、行ったんだけど断られたという話があったときに、定例会などを通じて申入れをして、苦情申立てにいく前にIRCのほうで再度その方とお話をして、最終的に苦情処理まで至らずに和解というか、納得をしていただいたうえでいっているという状況でした。そういったことで、少なくとも我々が把握しているものについてはそこまでいかに処理をされているというふうに認識しております。

それから、再取得価格の公開については、個人情報の問題は非常に問題があって先方も協議を続けていますけれども、先方としての一つの答えが、第4期についてはRAPを公開しますということでしたので、その中に単価等々が入ってくるので、そこで一定の情報が得られると考えています。

それから、5番目、カンボジア全体で住民移転をめぐるいろいろな問題が起こっている中で、JICAとしてどう対処すべきか、というところですが、先ほどの最後のところにもありましたが、結局、自分の手金でやるプロジェクト、それから、ある特定のとうか、言うことを聞いてくれそうなところ、あまりうるさいことを言わないところのプロジェクトに対して、それはそれでいいんですねという発想になってしまっはいけないので、それもあって我々としては技術協力プロジェクト等々を通じて、少しずつではありますけれども、例えば再取得価格に基づいてきちっと住民説明会を始めて補償してくださいねというようなことを地道にやっているという状況です。

以上です。

○満田氏 ありがとうございます。

最初の質問なんですが、そうすると協力準備調査の中では、過去の住民移転の住民の今というような、生計回復の状況についての調査を含めているわけではないと。先方が調査しているものを確認するということなんでしょうか。

○林 そうですね。こちらとして、別途、例えばローカルコンサルタントを雇ってJICAとして調査を行うというところまではしておりません。ただ、我々もいろいろな方からいろいろなご指摘をいただくたびに、事務所、出張している我々は何度も移転地に足を運んでおります。もちろん例外はあるので断言してはいけませんけれども、移転地の方の生活は、先ほど子どもの笑顔もありましたけれども、それほど悲惨な顔でこちらに訴えてくるということもあまりないという状況です。ここは印象ということになってしまうので説得力はあまりないんですけれども、我々としては足を運んで現地の確認はしているという状況です。

○満田氏 後ほど意見を言うような場があるわけですね。では、結構です。

○村山氏 それでは、質問を受けたいと思いますが、他の方がいかがでしょうか。

かなり情報量に差があると思うので、もし基本的な質問があれば先に出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

よろしければ、ご意見も含めて残りの時間に受けたいと思います。まず、メコン・ウォッチの福田さんからペーパーが出ていますので、この内容をご紹介いただいて、この場でもしご回答いただける部分があればお話をいただきたいと思います。

では、福田さん、お願いします。

○福田氏 ありがとうございます。

プレゼンテーションありがとうございます。JICAの皆さんはよくご存じだと思うんですが、メコン・ウォッチでは、このカンボジアの国道1号線の事業にずっと長い間かかわってきています。今ご案内がありましたとおり、ADBの区間の問題がまず先に2000年、2001年とありまして、その後、JICAでもネアックルンからプノンペンの間をやるということで、そこについてもぜひADBの区間での教訓を反映していただきたいということで、様々な形で現地の方の話を聞いたり、あるいはJICA、あるいは外務省の皆さんと議論させていただいたり、といったことを行ってきております。

今日は、第4期ということで、これまで第1期から第3期に私たちがかかわった経験から、こういうことを申し上げたいということを中心に簡単にペーパーとしてまとめさせていただいておりますので、それをご紹介させていただきます。一部、既に林さんのプレゼンテーションの中でご回答いただいている部分もあろうかと思ひますし、そうでない部分もあろうかと思ひます。

まず、このプロジェクトは、皆さんご承知のとおり、そもそも2004年のJICAのガイドラインが適用されないという前提で事業が進められてきていると。一方で、JICAでは、さりながら同時にこのプロジェクトの準備期に2004年のガイドラインの策定の議論が進んでいたということもありまして、2004年のガイドラインの理念を先行適用するということが様々な取り組みをなさってきたと。このことは非常に高く評価されるべきであると私は考えております。

今回、第4期を始めるにあたっては、ぜひ2010年の現在私たちが助言委員会で議論している新しいガイドラインの理念をこの事業に適用するんだということを、カンボジア政府と合意していただきたいと考えております。住民移転については相当具体的な改正が2004年のガイドラインから2010年のガイドラインに変わるときになされています。その多くはカンボジアの国道1号線の経験を成文化したという部分があるんですが、再取得価格に基づく補償は事前に行われること。

それから、住民移転計画の策定において事前に十分な協議が行われる。それから、住民移転計画がきちんと公開される。こういった点が2004年のガイドラインから2010年のガイドラインに変わるにあたって盛り込まれておりますので、ぜひこうしたことをカンボジア政府との間で、第4期に反映させるということを議論し、カンボジア政府のコミットメントを得ていただきたいと考えております。

2点目として、これは言わずもがなであり、まさにこういうことが問題になるから、今

日のこの会が開かれているということだと思っておりますが、第1期から第3期まで相当の議論がなされ、経験が蓄積されたということなので、ぜひ同じ問題は起こさないということを第4期実施のための大原則にすべきだろうと考えております。

特に重要なのは、既に起きてしまった影響というのが第1期から第3期までにあるわけで、これらの問題をきちんと振り返ることで、第4期の適切な住民移転が確保されるだろうと考えるわけです。ADBの区間で様々な失敗があったと、それを基にJICAの皆さんがいろいろ考え抜いて、相手国政府との議論を重ね、今回、第1期から第3期まで実施されたんだと思います。同じように第1期から第3期までの間何が足りなかったんだろうということをぜひ第4期の実施に反映していただきたいと考えております。

そのような観点から何点か、時間がたくさんあるわけではないので、コンパクトに申し上げたいことを下に書かせていただきました。一つは、住民移転計画の公開の問題です。これは、議論させていただく過程でよくわからなかった点で、住民移転計画の最終版というのは一体どこにあるんだろうというのが最後までよくわからなかったんです。2007年の段階、第2期区間の住民移転が終わってから、第2期の工事中のことなんですが、住民移転計画の最終版については現地では見るできないと。

外務省さんに伺うと存否を明らかにすることもできないと。JICAに情報公開を請求したところ、最終版は保有していないという回答をいただいたことがあります。このような中で、既に住民移転は行われていたということになるわけで、これは非常に大きな問題であると思っております。

もう一つは、既に満田さんのほうから言及がありましたが、補償単価の問題です。この事業については、最初、1区価格による2000年の公定レートプラス12%ということで補償が行われたけれども、それでは極めて低い、そのレートでは移転できないという様々な声があって、そこについてはJICAの皆さんとカンボジア政府との間で相当の議論があったことだと思っておりますが、後ほどから、市場価格調査に基づく再取得価格を改めて算定したうえで、それを追加補償するということが行われました。私としては、これはJICAの第1期から第3期、特に1期、2期の実施プロセスにおける非常に大きな達成ではないかと思っています。

一方で、再取得価格をどう算定したのかが不明のままになっています。再取得価格算定の根拠だった市場価格調査の報告書を出してくださいとずっとお願いしているんですが、結局この調査については公開されないまま終わってしまいました。これらの文書、住民移

転計画及びその案、それから、再取得価格の算定根拠となる市場調査の結果を公開していただくことは、事業の補償が適正に行われるということを確認するうえで極めて重要だろうと思っております。

先ほど市場価格調査の件のお答えの中に、カンボジア政府が個人情報との関係で難色を示しているということがあったんですが、市場価格調査というのは、具体的にどのような取引がマーケットでなされているのかということ調査して、そこから再取得価格を計算するということになるのかと思うので、そこに個人情報が入ることは通常ないと思いますので、理由としてはよくわからないなと思いました。

今回、再取得価格が非常に重要になるのは、第4期では土地に対する補償がなされるということが、第1期から第3期までと大きな違いとして出てくるわけです。プノンペンからほど遠くない、市街地からほど遠くない、土地の価格もそれなりになる場所になってきます。そうすると、それが幾らで補償されるかということは、移転を求められる住民にとっては非常に大きな関心事項になるということは確実です。その中で、一体どのように調査を行って、だからこの金額は適正なんですよということを住民の方に説明できるということは、土地を奪われる、そして、今回は土地も補償対象になる影響住民に対する説明責任という意味では大変重要だろうと思えます。

3点目として生計回復の問題を挙げさせていただきました。これについては若干、林さんから既に言及がありましたが、第1期から第3期の期間については、生計回復に関しては特段の計画は策定されておりました。カンボジアのNGOフォーラムという、カンボジアのNGOがありますが、こちらが行った調査の結果、多くの住民が移転の結果生計が悪化したと回答しています。

その調査結果については、後ろに和訳の要約版を添付させていただいておりますが、調査結果として、補償を受けた人々の64%は「補償を受けた額では移転費用を賄えなかった」とか、48%の人が「移転後に生活水準が低下した」というふうに回答しています。これはアンケート調査ですが、これらの回答が正しいとすれば、JICAのガイドラインの趣旨が十分に守られたとは言えないのだろうと考えております。

第4期にあたって2点非常に重要なことがあろうかと思えます。一つは、第1期から第3期で生計が本当に悪化したのかどうか。悪化したのだったら、何でそうなったのかということが十分検討されなければならないということです。その原因がわからなければ、対策の立てようもないというところがあります。

こういうことを言うのは不適切なのかもしれないですが、原発事故があって、その事故調査報告書が出ないうちに、原発に関する行政組織を変更するという法案を閣議決定するというのが我が国の政府なので、それでもいいということなのかもしれないんですが、過去何が起きたかをきちんと分析し、原因を明らかにすることで、きちんとした計画を立てられるということを考えれば、第1期から第3期の方の生計の状態について、包括的なレビューを行うということが第4期の何かしらの計画を立てるということの前提となろうというふうに考えます。

2点目として、これはもう既に先ほど林さんから言及があった話なんですけど、ベースライン調査をきちんと行っていただきたいと思います。私たちというかカンボジアのNGOフォーラムがこの報告書を作成して、JICAの皆さんと議論させていただいたときに議論がかみ合わなかったんですね。報告書の内容についてご議論があるということはそうなんですけど、結局のところは、スタート段階でどのような生計状態にあったのかということについて、データとして残っていなかったということが極めて大きな原因だろうと思います。

生計回復を確保し、それが回復されているかどうかきちんとモニタリングするというのはNGOの責任ではありません。これはカンボジア政府の責任であり、それが行われているかどうかきちんとチェックするのはJICAの責任であります。NGOの調査が不十分であるという批判だけをして、カンボジア政府もJICAも自らの調整を行わずに、訪問した感触でもってそれほど大きな問題はないと言い続けるというのは、ガイドラインが十分遵守されているということを説明したことにはならないだろうと思います。

つきましては、第4期についてはぜひきちんとしたベースライン、現在の社会経済状態に関するベースラインを行って、プロジェクト実施後の生計の変化についてモニタリングができるという状況をつくっていただきたいと考えております。これがきちんとした生計回復計画が実施されるうえでの前提となろうと思っております。

私からは以上です。

○村山氏 それでは、今日の時点でお話いただける点についてご紹介いただければと思います。

○林 いろいろご指摘ありがとうございました。ADBの時のいろいろな経験を基に理念を先行適用して取り組んだというところに対してご理解いただけたということは、我々としても取り組んできてよかったなと思えるところであります。

この第4期については、ここに①から④まで書かれていますが、再取得価格に基づく事

前の補償、住民移転計画作成における事前の十分な協議と住民移転計画の公開というところに関しましては、資料の中でも申し上げましたとおり、再取得価格でやるということ、それから、事前に必ず補償するということ。事前に補償するというのは、エクセルの表を貼りつけたものの中にも書かせていただいたのですが、先に支払われなかったので貧困化が起こったんだということ、中にそういうことが書いてあったと思うんですが。

いずれにしてもこれは私が2003年、4年のときにいろいろな情報をいただいた中で、とにかく先に払うんだ、移転の前に払うんだということはJICAとしても徹底させてきたつもりですので、ここについては担保されています。なので、ここについてはカンボジア側も異論はないと。住民移転計画作成における事前の十分な協議というのがありますけれども、彼らがRAPを出してきますので、このRAPについて我々とまたいろいろな話をする機会が今後あると考えています。

それから、公開については、先ほど申し上げましたとおり、本来、彼らとしてはクメール語版の公開をもって足りるというのが今までの立場でした。ですから、最終版といえますか、どこの時点のRAPかという問題はもちろんあると思うのですが、彼らとしてRAPはコミュニケーションに行けば、先ほど写真がありましたけれども、自分の資産の評価がどうなっていたかということは見られると、それがどういう方針になっているかという文書もクメール語版のものが見られることになっております。

それに加えて、今回については、彼らとしては特例的な措置として英文版のものをつくらせて、それを日本側に提出し、これを公開するということになっています。そういう意味で、2010年のガイドラインに照らしても、4期の対応はおおむね満足、反映できているのではないかと考えております。

それから、第1期から第3期の評価につきましては、先方といろいろ協議をしていかなければいけないと思っております。ただ、彼ら自身が今回の4期のRAPをつくるにあたって、いろいろな過去のデータをとっていると聞いておりますので、その中でどの程度そういったものがなされているのかといったところを我々としても確認していきたいと考えております。ご指摘のとおり、同じことを繰り返すのはよくないと思っておりますので、そこは対応していきたいと。

それから、情報公開の問題につきましては、一部、この文章の中に外務省さんの発言がありますけれども、議事録をネットで急いで調べてみたのですが、こういった発言が見あたらなかったということと、我々が代わってお答えする立場にないので、ここは割

愛させていただきたいと思います。

保有していないという回答については、その当時まだ最終版が出てきていなかったの、当時では保有していないということは事実だったので、ここはご理解いただければと思います。

それから、再取得価格調査、再取得単価の問題につきましては、先ほど申し上げましたとおり、RAPの中で単価等々が出てきますので、そこで出てきたものを我々として確認していきたいと。調査の手法ですが、こういった調査をしているというのは、例えばADBが行っている調査と同じような手法で、サンプル数も同等かそれ以上とるような形で調査をしてくださいということについては、こちらも定例会を通じてずっとやっておりますので、そこから導き出される結果についての妥当性はあるのではないかと考えている次第です。

それから、生計回復について、2008年2月の調査の結果は、当時、カンボジア事務所、それからまた私どもの本部にご提出いただいて、福田さんご自身が現地で事務所といろいろ協議をしていただいたというふうに聞いています。当時の担当者にも確認をして、この数字、内容についても意見交換をさせていただいたというふうに伺っております。我々としては、こういった指摘があるよということについてはIRC、カンボジア側につないでいるということをご理解いただきたいということ。

それから、もう一つご理解いただきたいのは、「釈迦に説法」ですけれども、社会経済調査は非常に難しい調査で、例えば質問の立て方とか、質問をした時期とか、いろいろなことによって回答も違ってきたりとかということがありますので、調査の内容をどうやって確認していくかということとはなかなか簡単ではないということで、我々としても、政府が言っていることや、市民社会の皆さんから言われることを突き合わせて、どこに正解があるのかということを確認しながら対応しているところです。

政府側も、影響を受けている皆さんも、お互いが100%満足するという状況をつくるのはなかなか困難だというのは皆さんおわかりいただいているところだと思いますけれども、我々としましても、その実現に向けて今後とも努力は絶え間なく続けていきたいと考えております。

現段階で回答できる場所は以上ですけれども、よろしいでしょうか。

○村山氏 ありがとうございます。

福田さん、何か追加のコメントがありますか。特になければ、先ほど満田さんご意見があるということだったので。どうぞ。

○満田氏 私はメコン・ウォッチも兼任しているというちょっと複雑な立場なんですけど、メコン・ウォッチとしては、ぜひ福田委員から提出されたこのペーパーについてはやっていただきたいと思っております。とりわけ今、社会経済調査は非常に難しいとおっしゃいましたよね。それはそうだと思うんです。ただ、それはやらない理由にはならないと思います。

カンボジアNGOフォーラムが実施した調査について、内容に疑義があるとお考えで、そうではないんだというふうにお考えであるのならばなおさら、今の状況ですね、第1期から第3期までの移転住民の生計回復の状況について、せっかく協力準備調査をされているわけですし、あるいは、今後調査を打つことも可能だと思いますので、一義的にはカンボジア側がという話になると思うんですが。とは言うものの、JICAとして支援機関の責任においてやっていただけないものかと思います。やれない理由が私には理解できません。ということで、ぜひご検討ください。

○林 この話は、今ちょうど第4期のRAPをつくっています。その第4期の中でも、先ほど申し上げましたとおり、再取得価格の調査が行われていて、その中でいろいろな情報をとってきて、彼らとして求めてくるということで、その中である程度わかるのではないかと考えているということ。あと、主体的に実施してその検証をするということ、カンボジア側にきちっとやらせることが必要だと考えておりますので、第4期の再取得価格調査の中でその辺をどこまで織り込んでいるのかというところは、情報が出てきた段階で先方に確認をしていきたいと思っております。

○村山氏 はい、どうぞ。

○福田氏 1点だけ確認させていただきたいんですが。先ほどから、現在RAPの策定プロセスにおいて、第1期から第3期の情報を確認しているというご発言の主語として、「彼ら」というふうにおっしゃったんですが、「彼ら」というのは協力準備調査を行っている調査団のことを指すのか、あるいは、現在RAPの策定をしているカンボジア政府、IRCのことを指すのか、どちらですか。

○林 IRCです。

○福田氏 具体的にどのような情報収集をどの範囲で行っているのかということについて、現在、JICAのほうに情報はあるんでしょうか。

○林 どういう形で調査をしましょうという話については、定例会等々を通じて意見交換をしているという状況です。

○福田氏 カンボジア政府が現在行っている既存部分の影響の調査に関して、どの程度の調査を行っているのかということをご今教えていただければと思います。

○林 基本的には、再取得価格を算出するためには当時の取引の値段を勘案しないと行けないと思っていますので、そういった部分の調査。ですから、一人一人に、今、満田さんが求められているような調査を行っているわけではないんですけれども、再取得価格の単価表等々をつくるために必要な調査のサンプルの一部として、彼らの過去の事例が使われているというように理解しています。

○村山氏 あと10分ほどになりましたが、他の方、いかがでしょうか。どうぞ。

○米田氏 ちょっと話がずれてしまうのかもしれないんですが、今やっておられる技術協力の案件の中身、どのようなことをされているのか教えていただきたいんですが。

○林 すみません、今ここに資料がないもので、ちょっとお待ちいただけますか。

「住民移転のための環境社会配慮能力強化プロジェクト」という名称で検索していただくと、JICAのホームページにヒットしますので、詳しくはそちらをご覧くださいと思いますけれども、活動としては、住民移転を正しく実施するための能力を向上させることを目標として実施していると。実施の対象が、相手側の機関が、経済財務省の住民移転局というところがあるんですけれども、そこの人々に対して実施するということになっています。

成果としては、住民移転計画の現状や要望がレビューされて、評価とプラスアルファが行われるようになる。それから、2番目の成果として、環境社会配慮の理解にかかわる能力が向上する。3番目、情報管理に関する能力が向上する。4番目、住民移転に関する計画実施能力が強化される。5番目として、効果的な住民参加を促進する能力が向上する。こういった目的で、もうすぐ終わりますけれども、今まで取り組んできたところです。

○米田氏 その住民移転局というのが第4期の実施を実際に担当している部局という理解でよろしいのでしょうか。

○林 はい。もちろん担当しています。ただ、この技術協力プロジェクト自身は、このプロジェクトのためだけにやっているわけではないので、経済財務省の中に、先ほど申し上げた省庁間移転委員会（IRC）が中心となっている組織の事務局みたいなものがそこにありますので、その関係者の能力強化です。

○村山氏 どうぞ、先に。

○松本氏 まず議論になっているベースラインデータがないがために問題が起きていると

というのは、私自身がずっと調べている世界銀行のインスペクションパネルにかけられた事業を過去ずっと見ても、かなりの事業の中でベースライン調査がないがために、その後、紛争というか、我々は生活が苦しくなったとか、なっていないとかいう、ある意味で残念な議論になっているということで、これは非常に重要な指摘だと思います。今日の委員会は報告会ということですが、かなり真摯に受け止めてほしいなという点であります。

私は、先ほどから話に出ている外務省の開発協力適正会議の委員でもあるということから、どちらかというこの案件の教訓をもう一度外務省に持っていくということを考えております。その点からお聞きしたいのが、ここまでで挙げられている教訓は、むしろプロジェクト管理としての教訓であって、審査の教訓ではないと思っているんですね。

つまり、最初の2000年ごろの段階、まだ富本さんが部長だったころに、今日の林さんのお話にはありませんでしたけれども、開発調査があって、その開発調査の結果は、これは既存の道路の改修であり、大きな影響がないという結論だったんですね。これに対しておかしいという議論からものは始まっているわけです。つまり、あのまま放っておけば影響はないという前提で進みかねない。そういうリスクがあったということです。

そうしたときに、林さんが書かれている様々な教訓は、本当にJICAが今後類似の事業の中で全部やっていけるのか。林さんが組織としてこの事業にこれだけ長くかかわっているのかどうか分かりませんが、非常に幸運なことに、林さんがこの10年のうちのかなりの部分、様々な形でかかわってきたがために、この事業については様々なインスティテューショナルメモリーが生かされているという部分もあると思います。

従って、JICAが本当にこのように複雑な住民移転が生じ、そして現地の法制度に対してもある程度首を突っ込まなければいけない事業に対して、審査の段階で「関与する」ということを言えるのかどうか。

もっと言えば、助言委員会が、我々の側が例えばこういう対応をしたほうがいいのかという助言はしますけれども、その助言に対応するのにどれぐらいのエネルギーと、相手国政府に対してどれぐらいのことをやらなければいけないのかということ考えたときに、この事業が審査に対して及ぼしている教訓についてもう少しまとめていただきたいし、私としてはそれをもって開発協力適正会議のほうにもう一度フィードバックしたいと思っていますので、今の段階でもし何かがあればお聞きしたいですが、なければ、また改めて教えていただきたいと思っています。

以上です。

○河添 案件個別の話ではなくて、むしろ審査全体としてどういうふうに対応していくのですかということだと理解しました。個別の事例としての教訓、例えば、ご指摘をいただいている生計回復のベースライン調査については、初期の段階で取り組む必要があることだと思います。

一方で、特に大規模な非自発的住民移転は、ガイドラインの中ではまず回避し、それでも必要な場合は緩和策を講じることということが明示されています。ですので、その原則というのはどの案件にもあてはめて考えなければいけないことです。ガイドラインに明示されていますから。

さらには、代替案を事前に十分検討するというのも必要な措置です。案件の形成段階でこれらについての検討は、今でも取り組んでいるところです。

○松本氏 この事業からくる教訓としておっしゃっていただきたいんですが。

○河添 カテゴリ分類の方法についてお話しいただいたのですが、スクリーニングのプロセスはガイドラインに基づきやっています。非自発的住民移転は大規模なことではできるだけ避けるというのは、今お話ししたとおりだと思います。

○松本氏 いや、そのポイントもこの事業の経験からやはりやるべきではなかったということなのかどうか。教訓ですので、もう少し具体的に。例えば、今、満田さんや福田氏が指摘しているような、事前のベースラインデータはE/Nを結ぶ前にちゃんとやっておくべきであるとか、もう少しここからくるクリアな教訓として審査段階の教訓を。

私は別に今全部言ってくれと言っているわけではないんですが、林さんが出されたのはどちらかというプロジェクト管理上の教訓なので、むしろ審査上の教訓を挙げてほしいということです。今ここで直接回答を求めているわけではないんですが、そこは必ず考えていただきたいと。

○河添 我々として取り組んでいるところもあるのでお話しておく、例えば今のガイドラインの中で、世界銀行のOPの4.12という、ある意味世界標準の住民移転政策があるわけですがけれども、そういうものを我々も参照しながら、あるいは、世界銀行とかアジア開発銀行等でどのような対策を講じているのかということについてもヒアリングをしながら、審査をやっておりますので、ここで話させていただきたいと思います。

○村山氏 時間が迫ってきたんですが、満田さんからお手が挙がっていますが、他にいらっしゃいますでしょうか。

では、満田さん、どうぞ。

○満田氏 しつこくてすみません。先ほどの林さんのお答えの中で、RAPの中の再取得価格の調査の関係で、過去の移転住民についても聞き取りをしているので、その関係で情報が出てくるはずだと、そのような趣旨のお答えだったと思うんですが、私としては、確かにベースラインデータがないというような問題点があるにしろ、第1期から第3期までの移転住民の生計回復の現状を、ベースラインデータがないという状況は理解しておりますので、パーフェクトではないにしろ、それは何らかの方法でJICAとしてきちんと把握すべきではないのかと思っています。

ということで、これもこの場でさっとお答えいただくことはできないとは思いますが、過去の移転住民がどうなっているか、生計回復の状況はどうだというのを、量的な調査でなくても、質的な調査でもいいと思うので、ぜひきちんと聞き取りをして把握して、そのための調査をやっていただきたいと思っています。

というのは、これもまた水掛け論になってしまうのかもしれないんですが、私たち側の問題認識として、例えば道端で営業している方々が、道端から奥の移転地に行くことによる失業、その他の生計手段の変更とか喪失、そういうこともいろいろ聞いているわけですね。NGOフォーラムの調査でもそういうことが挙げられていますので、住民たちがその後どうなったかと。もちろん頻繁に現地に通われているということではあるんですが、調査としてきちんと実施していただきたいと思います。

以上です。

○林 わかりました。いずれにしても、まず彼らがどの程度のものを含めてくるのかというのが一つあります。どの程度の規模で聞き取りなりをやっているのかというのがあると思いますし、過去においてもいろいろな形で彼らが聞き取りをしたり、彼ら自身が現場を訪問したり、先ほど量的なものでなくても質的なものというお話もあったと思いますので、そういった形で、彼らとしてどの程度情報を持っているかというとは、今回のRAPの公開のときにまず確認したいと思います。

いずれにしても、今から5年、6年前のことをやるというのはなかなか難しいです。人の記憶もどんどん変わって忘れていくものもあるし、人の移動もあるので、限界はあると思うのですが、既存の情報を彼らに確認したうえで次の対応を検討したいと思います。

○村山氏 どうぞ。

○福田氏 最後に今後のスケジュール感を教えていただければと思うんですが。

○林 本件は調査を実施中でまだ終わっておりません。従いまして、外務省さんのほうにE/Nに至るための様々な資料を出せる状態にないので、この段階ではまだ未定と申し上げざるを得ないということをご理解いただきたいと思います。我々として、非常に重要な道路ですので、彼らが適切に環境社会配慮を行いつつ行っていただく前提で、できるだけ早いうちにやりたいと思っておりますけれども、先方と最終的に合意ができていない部分もありますので、それ次第ということだと思います。

○福田氏 現在行っている協力準備調査はいつ終了予定なんですか。

○林 調査そのものは現段階では3月終了ということになっておりますけれども、あくまでそれは先方の最終的な計画内容も含めた合意がとれた前提なので、とれなければ延ばすしかないという状況です。

○福田氏 ありがとうございます。

○村山氏 では、時間がきたのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

この事業は、JICAとしてもかなり力を入れてきたものだと思いますし、NGOをはじめとして他の立場からも、注目されてきていると思います。このプロジェクト自体もそうですが、他の事業に対しても、是非、最後に書かれているような教訓をうまく生かしていただければと思っております。

今日の報告会は記録が残ります。後日、確認していただく機会があると思いますので、それぞれご確認いただければと思います。

では、これで報告会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時32分 閉会